

火災予防運動のあゆみ

今年の平成13年度秋季全国火災予防運動は11月9日から15日までの一週間にわたって全国一斉に行われます。この「全国火災予防運動」はいつ頃から行われたのでしょうか。

日本の「全国火災予防運動」は、アメリカの「火災予防運動」にならって行われたといわれており、そのアメリカの「火災予防運動」は1871年10月8日に起こったシカゴ大火を契機に、改めて火災予防の必要性を一般に認識させようと始められたものでした。

年中行事の火災予防運動が行われたのは、昭和5（1930）年に「防火デー」の名称で近畿地方（京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀の2府3県が参加した）でのことで、以来第二次世界大戦が激化するまでは毎年行われていました。この「防火デー」の実施は昭和2（1927）年3月7日に、丹後西北部の多くの家屋、住宅を広範囲にわたって全半壊若しくは焼失させ、死者と行方不明者を合わせて2,500人以上という大きな被害をもたらした「北丹後地震」が契機になったといわれています。

都下全域にわたって行われた戦後最初の火災予防運動は、昭和21（1946）年10月21日から27日までの一週間にわたるものでした。翌年の昭和22（1947）年には、5月下旬に全国一斉の火災予防運動が実施され、昭和24（1949）年春（4月18日～

24日）には、名称を「大火撲滅運動」として実施されています。このころから1年に2回（春と秋）開催されるようになりました。昭和25年には防災ポスター・標語を公募し防火運動に活用しており、採用された中には“ 再建日本の敵 火災！ ” “ 焼くな我が家も国の資材 ” など時代を反映したものがあつたようです。昭和26（1951）年には春を3月1日から7日（消防記念日）までの一週間、秋を11月26日から一週間と期間を定め、防火運動の名称も昭和27（1954）年まで「全国大火撲滅運動」とされていたものを、昭和28（1953）年には「全国火災予防運動」と変わっていきました。

平成元（1989）年には、昭和62（1987）年に設けられた「119番の日」にちなんで秋季を11月9日から1週間、また、春季は3月1日から1週間と期間の見直しを行い、現在も、消防庁から示される「全国火災予防運動実施要綱」に基づき、各自治体がそれぞれの地域性を出しながら実施しているのです。

火災時の被害・災害を未然に防止するには、私たち一人ひとりが日頃から防災の重要性を十分に自覚し、自主的な防火安全活動を積極的に実施することが何よりも大切なことです。この「全国火災予防運動」の期間中に改めて周りを見直し、防火・防災活動について考えるとともに、生活の中で習慣づけてみてはいかがでしょうか？



（写真提供：名古屋市消防局）

Topics

平成13年度防災功労者消防庁長官表彰式(随時表彰)

総務課

平成13年度防災功労者消防庁長官表彰式(随時表彰)
 が去る10月11日(木) 14時30分から、スクワール麹町
 (千代田区麹町6 - 6) において、盛大に挙行されました。

防災功労者表彰は、風水害、大規模火災又は地震等
 の災害に際し、水防活動、消防活動、人命救助等の現
 場活動に従事し、顕著な功績があった団体を消防庁長



官が表彰しているものです。

表彰式では、中川浩明消防庁長官の式辞の後、長官
 から受賞者一人ひとりに表彰状が授与され、受賞者を
 代表して川南明則西胆振消防組合虻田消防団団長が謝
 辞を述べ、最後に記念撮影を行い終了いたしました。

今回受賞された方々は、平成12年3月に発生した北海
 道有珠山噴火災害に際して顕著な功績のあった団体で、
 以下の8団体です。

北海道	西胆振消防組合	虻田消防団
	伊達市消防団	
	西胆振消防組合	壮警消防団
	西胆振消防組合	豊浦消防団
	西胆振消防組合	洞爺消防団
	西胆振消防組合	大滝消防団
	西胆振消防組合	消防本部
	伊達市消防本部	

社団法人日本損害保険協会に消防庁長官感謝状を授与

消防課

去る10月1日(月) 15時から消防庁消防審議会室にお
 いて「平成13年度離島に対する消防施設の寄贈式」が行
 われ、中川浩明消防庁長官より社団法人日本損害保険協
 会に対して消防庁長官感謝状を授与しました。

これは、昭和57年度から日本損害保険協会による離島
 に対する消防施設の寄贈が開始され、今回で20年の長き
 にわたり行われてきたことから、これまでの日本損害保
 険協会の消防行政に対する多大な貢献に対して深く感謝
 の意を表すために行ったものです。

今回は、小型動力ポンプ10台、全自動小型動力ポン
 付軽消防自動車8台が18の離島関係市町村に寄贈され、
 この20年で寄贈された消防施設は、小型動力ポンプが延



べ446台、全自動小型動力ポンプ付軽消防自動車が延べ
 91台となっています。

平成13年度消防設備保守関係功労者表彰 優良消防防災システム表彰 住宅防火対策優良推進組織等表彰

予防課



去る10月19日(金)午後3時30分より、東海大学校友会館(東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビル33階)において平成13年度消防設備保守関係功労者、優良消防防災システム及び住宅防火対策優良推進組織等の表彰式が盛大に挙行されました。

式典では、中川浩明消防庁長官の式辞の後、各表彰ごとにそれぞれ表彰状が授与され、閉式後には記念写真の撮影及び祝賀会が行われました。

中川浩明消防庁長官式辞

【消防設備保守関係功労者表彰】

消防設備の設置及び維持管理の適正化を通じて消防行政の推進に寄与しその功績が顕著であった者を、消防庁長官が表彰するもので、昭和60年度から実施しています。



〔表彰者 15名〕

有限会社藤田電気 代表取締役社長
錦屋防災株式会社 代表取締役
有限会社萩原電気工事 取締役社長
新潟ニッタン株式会社 代表取締役社長
株式会社システムトキワ 代表取締役社長
株式会社卯野商会 代表取締役
株式会社ヤマト商会 代表取締役
株式会社大西デンキ 代表取締役

藤田 誠
渡邊英治良
萩原 芳夫
早川 武美
高橋 良成
卯野 正博
横川 明
大西 保

河中電業株式会社 代表取締役
新和電気工業有限公司 代表取締役
有限会社東洋水道 代表取締役
株式会社昭栄設備工業 代表取締役会長
株式会社大分メンテナンス 取締役名誉会長
有限会社興栄防災 代表取締役
上谷電気商会 代表者

大藤 茂樹
新居 茂雄
宮本 肇
西岡 留雄
谷口 三郎
門川 正則
上谷 彬

【優良消防防災システム表彰】

消防防災システムのインテリジェント化推進要綱(昭和61年12月5日消防庁長官通知)に基づき、特に優れた消防防災システムの設置者、施工者、設計者及び開発者を消防庁長官が表彰するもので、昭和63年から実施しています。



〔表彰対象 15件〕

ユニバーサル・スタジオ・ジャパン	総合消防防災システム
NHK大阪放送会館・大阪歴史博物館	総合消防防災システム
大分スポ・ツ公園総合競技場	総合消防防災システム
札幌ドーム	総合消防防災システム
広島紙屋町シャレオ	総合消防防災システム
晴海アイランド トリトンスクエア	総合消防防災システム
ビッグアイ	総合消防防災システム
豊田スタジアム	総合消防防災システム
静岡スタジアム エコパ	総合消防防災システム
カラフルタウン岐阜	総合消防防災システム
マイカル茨木	総合消防防災システム
フェアモール福井	総合消防防災システム
ダイヤモンドシティ・キャラ	総合消防防災システム
アスト津	総合消防防災システム
東京ディズニーシー	総合火災監視制御システム

【住宅防火対策優良推進組織等表彰】

住宅防火対策を積極的に推進し、地域住民に住宅防火意識を向上させるなどの効果的な広報活動があった団体を、消防庁長官が表彰するもので、平成6年度から実施しています。

〔表彰団体 5団体〕

- 富山県婦人防火クラブ（富山県富山市）
- 財団法人大阪市消防振興協会（大阪府大阪市）
- 蔵前三・四丁目町会（東京都台東区）
- 上ノ山婦人防火クラブ（新潟県小千谷市）
- 久野婦人防火クラブ（島根県大原郡大東町）



第20回全国消防殉職者慰霊祭

総務課

第20回全国消防殉職者慰霊祭が、去る9月18日（火）午前10時より日本消防会館・ニッショーホールにおいて、遺族、国会議員、消防庁及び日本消防協会等消防関係団体の関係者約700名の参列のもと、厳かに執り行われました。

この慰霊祭は、防災の任務を遂行中、不幸にして尊い犠牲となられた全国の消防殉職者と消防協力殉難者の功績を称え、その御霊に甚大なる敬意と感謝の誠を捧げるものであり、今年は新たに東海地方の集中豪雨の際、巡回中に濁流に流され殉職した愛知県名古屋市大坪消防団の故木邨欽次副団長、火災現場で放水作業中に煙にまかれ殉職した青森県中部上北広域事業組合消防本部の故小笠原東消防監ら10柱が合祀されました。

当日は、まず徳田正明日本消防協会会長の式辞が述べられ、続いて政府・国民を代表して小泉純一郎内閣総理大臣（代理：遠藤和良総務副大臣）、中川浩明消防庁長官、杉村哲也全国消防長会会長から、それぞれ追

悼の言葉が述べられました。

この中で、小泉純一郎内閣総理大臣は、有珠山、三宅島の火山活動や東海地方の集中豪雨、新宿歌舞伎町ビル火災で被災された方々に対してのお見舞いの言葉を述べられるとともに、「消防活動によって殉職された方々の御遺志にこたえるためにも、今後とも消防力の充実と防災体制の整備等に取り組み、国民が安心して暮らせる地域社会の形成と国家実現のため、一層の努力を注ぐことをここにお誓いするものであります。」と、防災体制の一層の充実強化について述べられました。

また、中川浩明消防庁長官は「消防に課せられた使命と責務の重大さに思いを致し、今後一層の精進を重ねて参りますことを、尊い御霊の前にお誓い申し上げます。」と、消防に携わるものとしての決意を述べられました。

最後に、遺族を代表して山形県上市市消防団の故長沼昌弘班長の遺族から、お礼の言葉が述べられ、式典は終了しました。



写真右から、遠藤和良総務副大臣、中川浩明消防庁長官、徳田正明日本消防協会会長

消防審議会の開催

総務課

去る9月26日（水）14時から消防庁消防審議会室において、消防審議会総会が開催されました。

総会では、消防庁から当面する諸課題について報告され、また、審議事項として、小規模雑居ビル火災に係る再発防止について諮問され、活発な審議が展開されました。

まず、報告事項については、「平成14年度消防行政重点施策の概要」をはじめ、「平成14年度消防庁予算概算要求の概要等」、「米国において発生した同時多発テロ事案への消防庁の対応について」など13件の事項が報告され、質疑がなされました。

次に、審議事項の「小規模雑居ビル火災に係る再発防止について」は、消防庁長官から消防審議会に対し、「小規模雑居ビル火災の再発防止のため、防火安全対策の基準や基準適合確保方策のあり方はいかにあるべきか、意見を示されたい。」との諮問が行われました。

各審議会委員からは、「避難階段には、物を置いてはいけないということを徹底させるべきではないか。」「避難階段であるということを大きく表示させるべきで



挨拶する菅原進一消防審議会議長

はないか。」など多くの意見等が出されました。これらについては、消防庁の「小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会」での検討に当たっても参考にされる予定です。

今後、消防審議会では、小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会での検討状況等を勘案しつつ、小規模雑居ビル火災に係る再発防止についての審議が行われる予定です。



消防審議会委員



挨拶する中川浩明消防庁長官

平成13年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は994件の増加

平成13年(1月～6月)における総出火件数は3万4,906件であり、前年同期と比べますと、994件の増加(+2.9%)となっています。

主な火災種別ごとの増減をみますと、建物火災35件(+0.2%)、林野火災344件(+16.9%)、車両火災232件(+5.8%)、その他火災397件(+4.1%)とそれぞれ増加し、船舶火災は14件(-20.9%)の減少となっています。

2 火災による死者は16人、負傷者は53人の増加

火災による死者は1,242人で、前年同期と比べますと16人の増加となっています。

火災種別ごとにみますと、建物火災815人(前年同期と比べ-55人)、林野火災22人(同+10人)、車両火災146人(同+6人)、船舶火災1人(同+1人)、その他火災258人(同+54人)の死者が発生しています。

火災による負傷者は、4,527人であり、前年同期と比べますと53人の増加となっています。

火災種別ごとにみますと、建物火災3,835人(前年同期と比べ+90人)、林野火災137人(同+30人)、車両火災167人(同-16人)、船舶火災6人(同-5人)、航空機火災1人(同-1人)、その他火災381人(同-45人)の負傷者が発生しています。

3 火災による死者の42.8%が乳幼児及び高齢者

火災による死者1,242人について年齢層別にみますと、乳幼児及び高齢者が531人(42.8%)を占めており、また、建物火災の死者815人においては、406人(49.8%)を占めています。

4 建物火災の死者のうち、住宅での死者は88.5%

建物火災における死者815人のうち、住宅(戸建住宅、共同住宅、併用住宅)における死者は721人(88.5%)、放火自殺者等を除く住宅火災における死者は、588人となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「放火の疑い」

全火災3万4,906件を出火原因別にみますと、「放火」

4,062件(11.6%)、「たばこ」3,784件(10.8%)、「放火の疑い」3,278件(9.4%)、「こんろ」3,026件(8.7%)、「たき火」2,754件(7.9%)の順となっています。

火災種別ごとにみますと、建物火災1万8,109件にあつては、「こんろ」2,978件(16.4%)、「放火」1,915件(10.6%)、「たばこ」1,913件(10.6%)、「ストーブ」1,267件(7.0%)、「放火の疑い」1,238件(6.8%)の順となっています。

林野火災2,379件では、「たき火」596件(25.1%)、「たばこ」377件(15.8%)、「火入れ」307件(12.9%)、「放火の疑い」206件(8.7%)、「火あそび」100件(4.2%)の順となっています。

車両火災4,227件では、「放火」626件(14.8%)、「放火の疑い」470件(11.1%)、「排気管」329件(9.3%)、「内燃機関」212件(5.0%)、「たばこ」185件(4.4%)の順となっています。

その他火災1万135件では、「たき火」1,682件(16.6%)、「放火」1,454件(14.3%)、「放火の疑い」1,358件(13.4%)、「たばこ」1,307件(12.9%)、「火あそび」723件(7.1%)の順となっています。

6 火災による損害

火災による損害については、以下のとおりです

焼損棟数	24,451棟	(135棟/1日)	1.3棟/件)
り災世帯数	16,855世帯	(93世帯/1日)	0.9世帯/件)
建物焼損床面積	905,006㎡	(5,000㎡/1日)	50.0㎡/件)
建物焼損表面積	86,808㎡	(480㎡/1日)	4.8㎡/件)
林野焼損面積	149,587a	(826a/1日)	62.9a/件)
損害額	770億367万円	(4億2,543万円/1日)	221万円/件)

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	-652棟	(-2.6%)	減少
り災世帯数	-46世帯	(-0.3%)	減少
建物焼損床面積	46,677㎡	(5.4%)	増加
建物焼損表面積	-5,513㎡	(-6.0%)	減少
林野焼損面積	36,374a	(32.1%)	増加
損害額	-21億3,905万円	(-2.7%)	減少

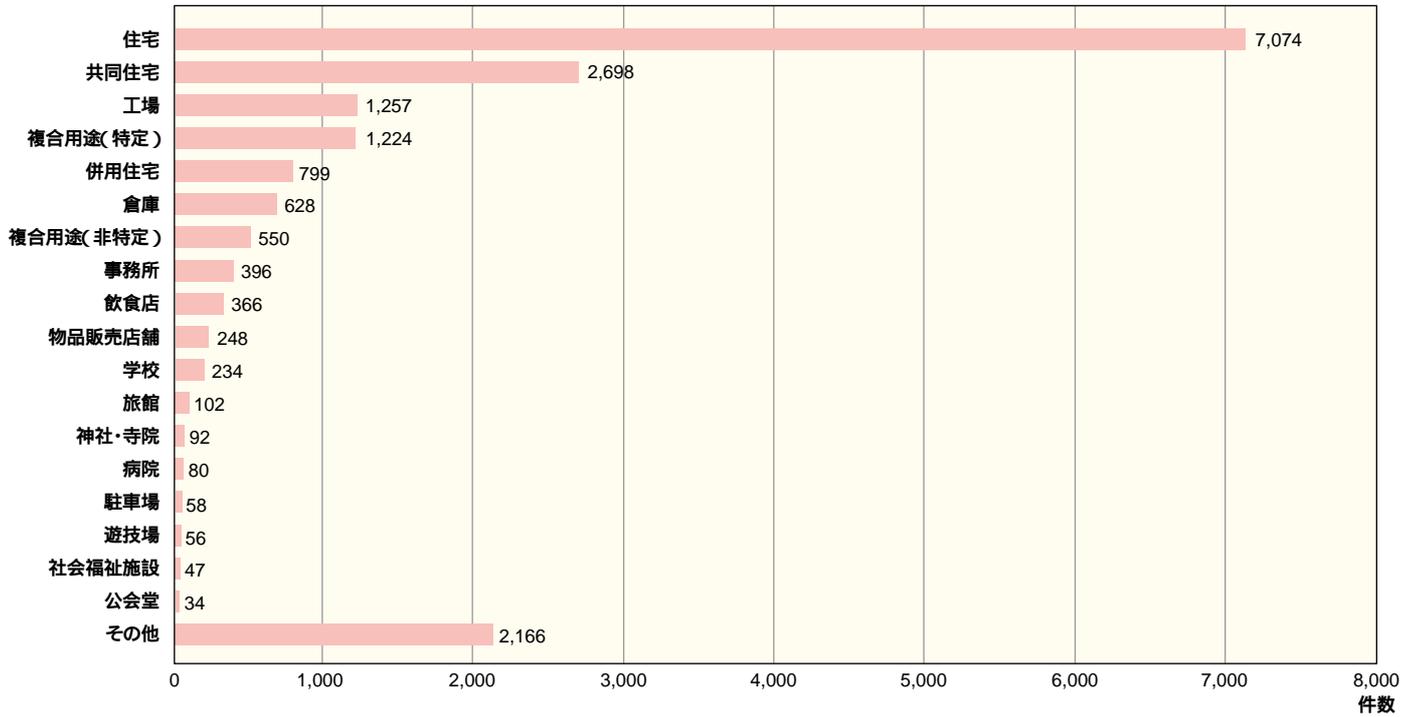
7 建物用途ごとの火災発生状況(別図1)

建物火災1万8,109件を建物用途別にみますと、別図1のとおりです。

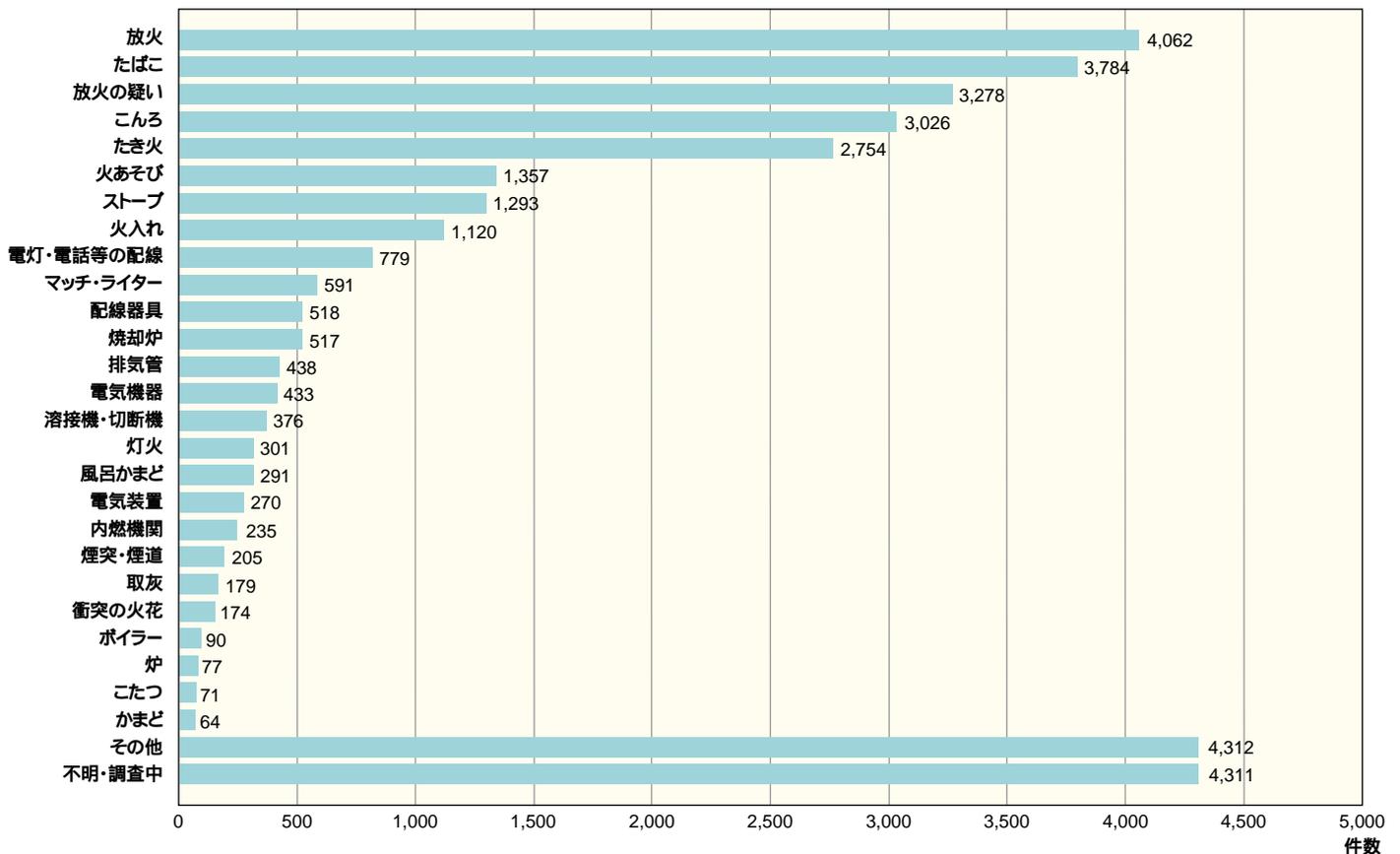
8 出火原因ごとの火災発生状況(別図2)

全火災3万4,906件を出火原因別にみますと、別図2のとおりです。

別図1 建物用途別火災件数(計18,109件)



別図2 出火原因別火災件数(計34,906件)



9 死傷者の発生状況

(1) 火災種別ごとの死者発生状況

死者1,242人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	815人 (65.6%)
林野火災	22人 (1.8%)
車両火災	146人 (11.8%)
船舶火災	1人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	258人 (20.8%)

(2) 建物用途ごとの死者発生状況

建物火災における死者815人を建物用途別にみますと、別図3のとおりです。

(3) 火災種別ごとの負傷者発生状況

全負傷者4,527人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	3,835人 (84.7%)
林野火災	137人 (3.0%)
車両火災	167人 (3.7%)
船舶火災	6人 (0.1%)
航空機火災	1人 (-)
その他火災	381人 (8.4%)

(4) 建物用途ごとの負傷者発生状況

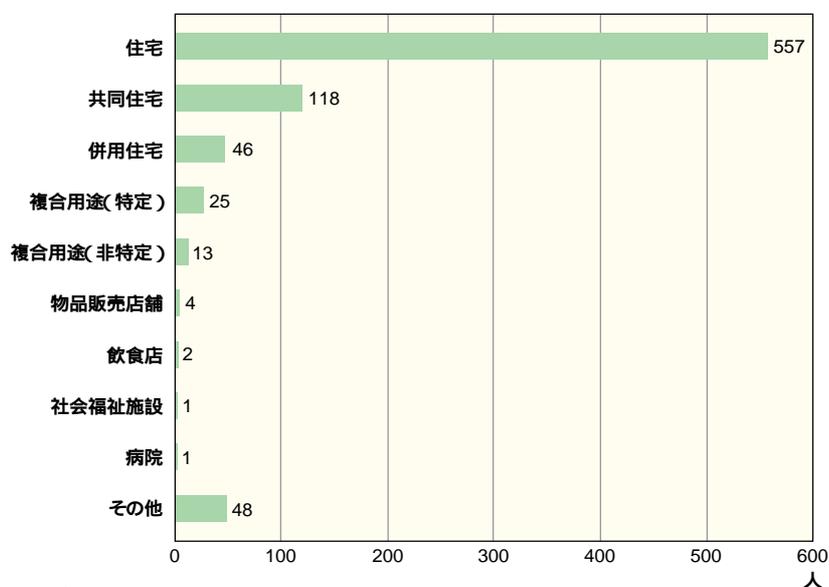
建物火災における負傷者3,835人を建物用途別にみますと、別図4のとおりです。

(5) 死者の発生した経過ごとの死者発生状況

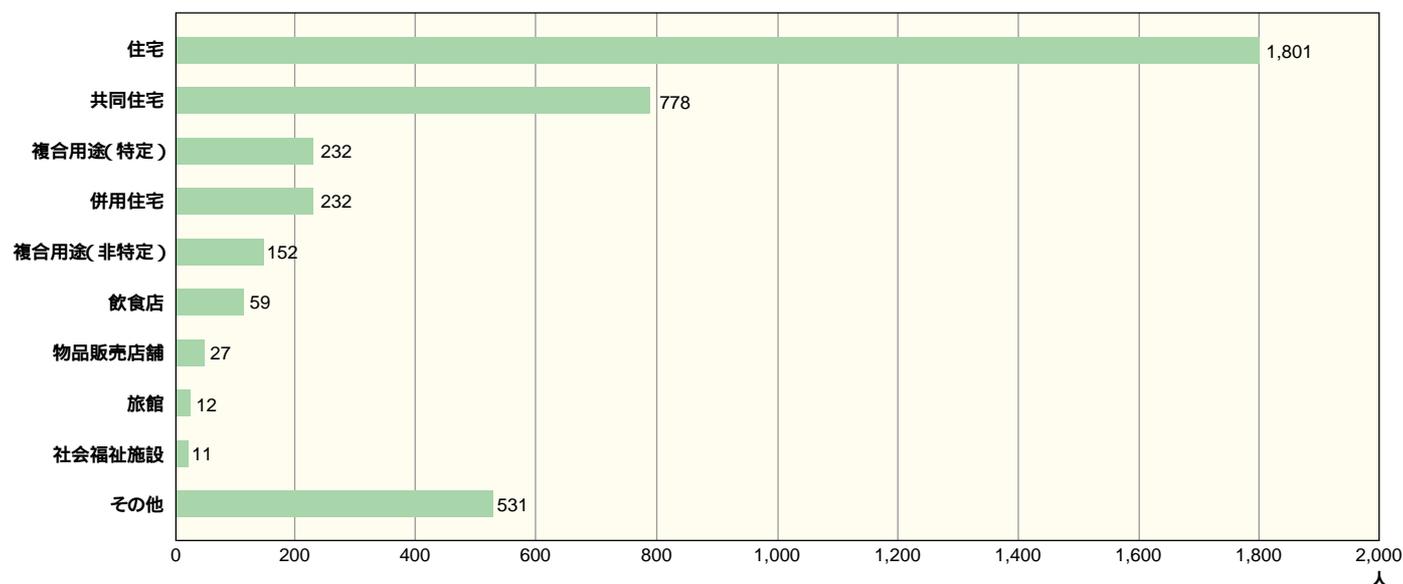
死者1,242人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

逃げおくれ	483人 (38.9%)
放火自殺	455人 (36.6%)
着衣着火	97人 (7.8%)
放火自殺巻添	16人 (1.3%)
出火後再進入	17人 (1.4%)
その他	174人 (14.0%)

別図3 建物用途別死者数(計815人)



別図4 建物用途別負傷者数(計3,835人)



平成12年中の救急・救助の概要

救急救助課

「救急の日」を前に平成12年中の救急・救助業務の実施状況の速報値を公表いたしましたので、その概要について紹介します。

救急業務の概要

1 救急業務の実施状況(平成12年中)

救急出場件数は、救急自動車とヘリコプターを合わせ418万4,121件（前年393万999件）、搬送人員は399万9,265人（前年376万1,119人）であり、それぞれ25万3,122件（6.4%）、23万8,146人（6.3%）増加しました。また、救急自動車による出場件数は、一日平均約1万1,428件であり、7.6秒に一回の割合で出場し、国民32人に一人が搬送されたこととなります。

救急自動車の現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間）の全国平均は、6.1分（前年6.1分）となっており、収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関に収容されるまでに要した時間）の全国平均は、27.8分（前年27.1分）となっています。

2 高齢者の搬送の状況

平成12年中の救急自動車による搬送人員のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は、これまでで最も高い37.3%となりました。

また、救急事故種別搬送人員のうちで高齢者の最も多い割合を占める事故種別は「急病」で44.8%、次いで「一般負傷」の43.5%でした。

救急出場件数及び搬送人員の前年度比較

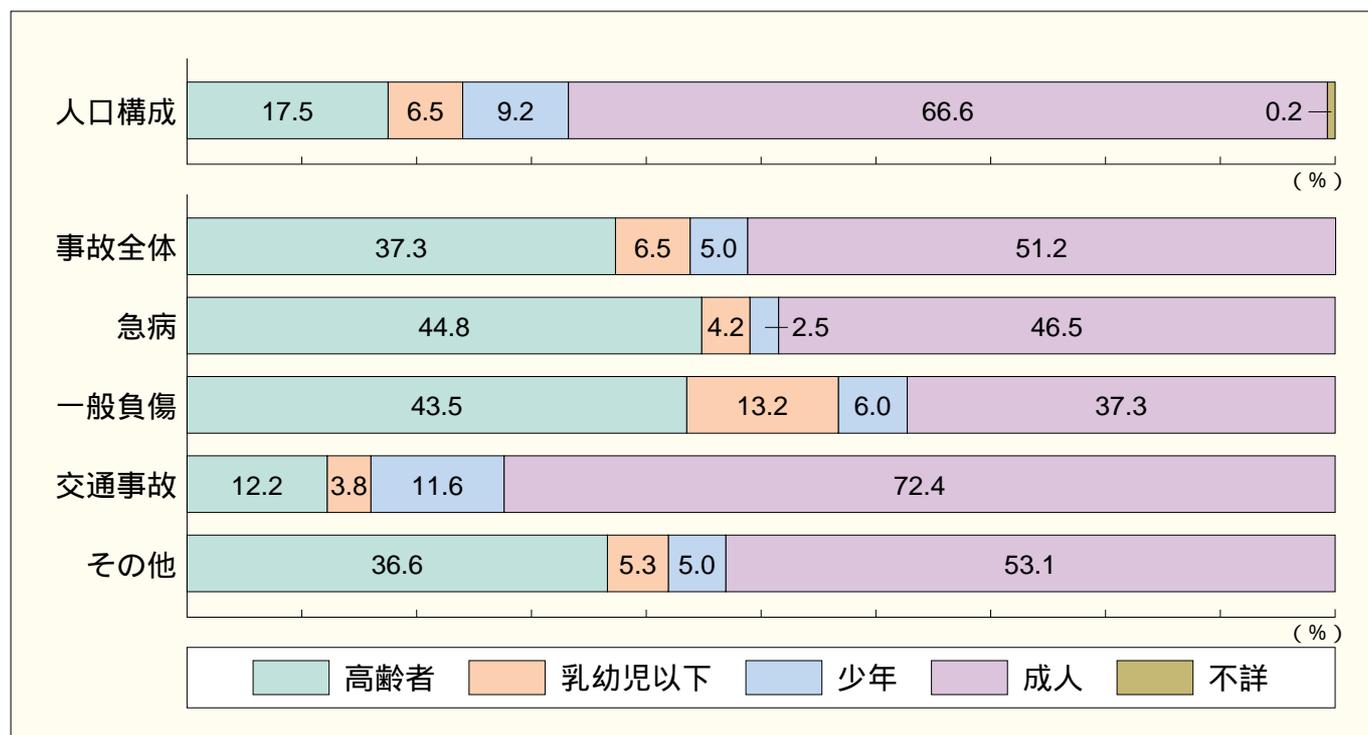
区分	救急出場件数				搬送人員			
	全出場件数(件)				全搬送人員(人)			
	うち救急車による件数	うちヘリによる件数	増加数前年比(%)		うち救急車による件数	うちヘリによる件数	増加数前年比(%)	
平成11年	3,930,999	3,930,024	975	228,924 (6.2)	3,761,119	3,759,996	1,123	214,380 (6.0)
平成12年	4,184,121	4,182,675	1,446	253,122 (6.4)	3,999,265	3,997,942	1,323	238,146 (6.3)

救急自動車による救急業務実施状況

区分	平成11年中	平成12年中	増減数
時間当たり出場割合	8.0秒に1回	7.6秒に1回	0.4秒
国民当たり搬送割合	約33人に1人	約32人に1人	1人
現場到着平均時間	6.1分	6.1分	0分
収容平均所要時間	27.1分	27.8分	0.7分

現場到着平均時間とは、現場到着所要時間の全国平均をいう。
収容平均所要時間とは、収容所要時間の全国平均をいう。

救急自動車による事故種別年齢区分の状況（平成12年中）



救助活動の実施状況

平成12年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数は7万2,415件（前年6万6,558件）、そのうち救助活動件数は、4万6,104件（前年4万2,548件）で、救助人員は5万3,247人（前年4万4,081人）となっています。

事故種別ごとに救助活動の状況をみると、救助出動件数で最も多いのは、交通事故の3万7,492件で全体の51.7%を占めています。次いで、建物等による事故1万15件（13.8%）、火災6,449件（8.9%）の順となっています。

事故種別救助活動状況(平成12年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等に よる事故	酸欠事故 ガス及び	爆発事故	その他	合計
救助出動件数(件) (構成比%)	6,449 (8.9)	37,492 (51.7)	3,111 (4.3)	600 (0.9)	2,051 (2.9)	10,015 (13.8)	235 (0.3)	8 (0.0)	12,454 (17.2)	72,415 (100)
救助活動件数(件) (構成比%)	6,449 (14.0)	21,705 (47.1)	2,004 (4.3)	450 (1.0)	1,111 (2.4)	7,539 (16.4)	102 (0.3)	2 (0.0)	6,742 (14.6)	46,104 (100)
救助人員(人) (構成比%)	1,282 (2.4)	28,738 (54.0)	1,836 (3.4)	5,779 (10.9)	1,380 (2.6)	7,695 (14.4)	143 (0.3)	1 (0.0)	6,393 (12.0)	53,247 (100)

火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって、救助出動件数と救助活動件数は、同数となっている。

また、救助活動件数でも交通事故が最も多く2万1,705件で全体の47.1%を占め、次いで、建物等による事故の7,539件（16.4%）、以下、火災、水難事故の順となっています。

救助人員については、交通事故によるものが最も多く、2万8,738人で全体の54.0%を占めており、次いで、建物等による事故の7,695人（14.4%）以下、自然災害、水難事故、機械による事故の順となっています。

ヘリコプターによる救急・救助業務の実施状況

平成12年中の消防・防災ヘリコプターによる救急及

び救助件数は、2,497件となり、平成11年中の1,906件に比べ591件増加しています。

全国の消防・防災ヘリコプターの機数は、68機（12年度末現在）であり、整備が進むにつれて救急救助事案での活用も増加しています。

消防庁においては、救急ヘリコプターの出動基準ガイドラインを定める等、ヘリコプターによる救急業務の全国的展開とその円滑な実施を推進しており、今後、ヘリコプターの出動件数がさらに増加するものと思われます。

ヘリコプターによる救急・救助業務実施状況

区 分	平成11年中	平成12年中	前年増減数及び増減率
救急出動件数	975件	1,446件	471件(48.3%)
救助出動件数	931件	1,051件	120件(12.9%)



建設業附属寄宿舍の実態把握等の結果に基づく今後の対応

予防課

去る5月5日に千葉県四街道市の建設業附属寄宿舍において発生した火災により多数の死者が発生したことに鑑み、「建設業附属寄宿舍の防火安全対策の徹底及び一斉点検の実施について」(5月11日付け消防予第145号、各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知(以下「第145号通知」という。))を发出し、建設業附属寄宿舍の防火安全対策の徹底及び一斉点検の実施をお願いしたところですが、別表のとおり一斉点検の実施結果が取りまとまりました。

今後、建設業附属寄宿舍については、次のポイントを参考の上、第145号通知に示した防火安全対策の一層の徹底を図るようお願いします。

なお、建設業附属寄宿舍の実態把握と防火安全対策の徹底に関しては、特定行政庁と密接な連携を図ることが重要であり、この旨国土交通省も了解済みであることを申し添えます。

1 今回把握したものを含め、現時点で把握されている建設業附属寄宿舍のうち、約半数(47.7%)が火災予防条例に基づく防火対象物使用開始届出を提出していないことを踏まえ、第145号通知で示したとおり、引き続き、関係部局等と密接な情報交換を行うことにより、建設業附属寄宿舍の実態把握に努められたいこと。

なお、これらの中で、消防法に基づく消防同意がなされていたにもかかわらず、防火対象物使用開始届出が提出さ

れていなかった建設業附属寄宿舍においても、例えば、消防同意がされた時点において、防火対象物の竣工時期を把握しておき、防火対象物使用開始届出の提出を促すために、必要に応じて適切な措置を講じていくことも有効であると考えられること。

2 防火対象物使用開始届出を提出していなかった建設業附属寄宿舍(査察を実施したものに限る。)のうち、約4分の3(75.5%)に法令違反があり、特に、半数以上(58.8%)については、消防法に基づく消防同意がなされていなかった。

また、査察を実施したすべての建設業附属寄宿舍のうち、半数以上(53.1%)(火災予防条例に基づく防火対象物使用開始届出未提出違反を除く。)のものにおいて法令違反が指摘された。

これらのものについては、その防火安全上の不備事項について、必ず文書により管理権原者に指示するとともに、後日、改善状況の確認を行い、改善が図られない場合には、文書による警告を経た後に消防法に定める措置命令を発する等厳正な措置を講じ、不備事項が放置されることのないようにされたいこと。

なお、特定行政庁、労働基準監督機関等の所掌事務に関する不備事項については、関係機関と密接な連絡をとり、協力して早期改善を図るよう努められたいこと。

建設業附属寄宿舍の実態把握等結果

別表

平成13年6月調査時現在

区分	調査時において防火対象物使用開始届出が提出されていなかったもの	他の用途として防火対象物使用開始届出が提出されていたが、寄宿舍に用途が変更された後、届出が提出されていなかったもの	小計	寄宿舍として防火対象物使用開始届出が提出されていたもの	合計
把握している数・把握した数(a)	3,920	141	4,061	4,159	8,220
(合計に対する割合)	47.7%	1.7%	49.4%	50.6%	100%
査察を実施した数(b)	3,551	134	3,685	3,714	7,399
法令違反が認められた数(c)	2,680	101	2,781	1,151	3,932
c/b	75.5%	75.4%	75.5%	31.0%	53.1%
消防同意(建築確認申請)なし(d)	2,110	55	2,165	361	2,526
d/b	59.4%	41.0%	58.8%	9.7%	34.1%
設置届出・検査なし(e)	1,047	16	1,063	208	1,271
防火管理基準違反(f)	382	23	405	307	712
消防用設備等基準違反(g)	795	41	836	546	1,382

火災予防条例に基づく防火対象物使用開始届出の未提出違反を除く。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の概要

危険物保安室

先般の第151回国会において成立した、消防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成13年7月4日法律第98号をもって公布されました。改正法のうち、ヒドロキシルアミン等（ヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はいずれかを含むものをいう。）の危険物への追加関係については、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ、また、引火点の高いものの危険物からの除外関係については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

これに基づき、今般、消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成13年政令第299号）が平成13年9月14日に公布され、改正法のうちヒドロキシルアミン等の危険物の追加に関する事項が平成13年12月1日から、また、引火性液体の性状を有する危険物の引火点の範囲の上限を定めることに関する事項が平成14年6月1日から、それぞれ施行されることとなりました。

また、これに伴い、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成13年政令第300号。以下「改正令」という。）が平成13年9月14日をもって、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成13年総務省令第136号。以下「改正省令」という。）が平成13年10月11日をもって、それぞれ公布され、改正法にあわせて施行されることとなりました。

今回の改正の概要については以下のとおりです。

なお、本文中、改正後の法令名について、次のとおり略称を用いております。

危険物の規制に関する政令
（昭和34年政令第306号）…… 令

危険物の規制に関する規則
（昭和34年総理府令第55号）…… 規則

1 ヒドロキシルアミン等に係る製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例に関する事項

改正法により危険物に追加されたヒドロキシルアミン等（ヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含むものをいう。）の特性を踏まえ、ヒドロキシルアミン等を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について、一般の基準を超える特例が定められました（規則第13条の7ほか）。

基準を超える特例としては、温度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずること、鉄イオン等の混入による危険な反応を防止するための措置を講ずること、ヒドロキシルアミン等の濃度の上昇による危険な反応を防止するための措置を講ずること（製造所及び一般取扱所）必要な保安距離を保ち、施設の周囲に土盛り又は塀を設けること（第一種自己反応性物質の性状を有するヒドロキシルアミン等を取り扱う製造所又は一般取扱所）があります。

2 指定可燃物の範囲に関する事項

引火性液体の性状を有する物品で引火点250度以上のもの（改正法により危険物から除外されたもの）が指定可燃物に追加されました（令別表第4備考第7号）。

3 高引火点危険物の範囲に関する事項

平成13年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」を踏まえ、高引火点危険物の引火点の下限が100度とされました（令第9条第2項、規則第13条の6第1項）。

また、高引火点危険物施設については、建築物の窓及び出入口に設ける防火設備（規則第13条の6第3項ほか）、屋外にある液体危険物タンクの20号防油堤（規則第13条の6第3項ほか）及び屋外貯蔵

タンクの支柱（規則第22条の2第3項）について、基準の特例が追加されました。

4 専用タンクの容量制限に関する事項

平成12年3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（再改定）」を踏まえ、給油取扱所に設置される専用タンクについて、容量制限が撤廃されました（令第17条第1項第5号）。

5 その他

- (1) 日本工業規格の改正に伴い、放射線透過試験において、欠陥に算定しないブローホール等の長径を場合分けする際の境界となる母材の厚さが20mmとされました（規則第20条の7第2項第3号）。
- (2) 規制の合理化を図るため、準特定屋外貯蔵タンク及び容器に貯蔵保管されている動植物油が動植物油類の品名から除かれるための貯蔵保管の要件について、所要の措置が講じられました（規則第1条の3第7項ほか）。

6 施行期日

上記1、4及び5（1）については平成13年12月1日から、上記2、3及び5（2）については平成14年6月1日から、それぞれ施行されることとなりました（改正令附則第1条、改正省令附則第1条）。

7 経過措置等

- (1) 新規対象の製造所等（ヒドロキシルアミン等が危険物に追加されたことに伴い、新たに許可を受けなければならないこととなる既存の施設をいう。）及び既設の製造所等（既に許可を受けて設置されている製造所等のうち、ヒドロキシルアミン等が危険物に追加されたことに伴い、適用される技術上の基準に変更

があるものをいう。）について、一定の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する経過措置が講じられました（改正令附則第2条から第9条、改正省令附則第2条）。

- (2) 引火点250度以上のものが危険物から除外されたことに伴い、製造所等としての許可を受けることを要しないこととなる既存の防火対象物等、及びヒドロキシルアミン等が危険物に追加されたことに伴い、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる既存の防火対象物等について、消火器等に係る技術上の基準に関する経過措置が講じられました（改正令附則第10条）。
- (3) ヒドロキシルアミン等が危険物に追加されたことに伴い、ヒドロキシルアミン等を運搬する既存の容器について、外部に行う表示に関する経過措置が講じられました（改正省令附則第3条）。
- (4) 新規対象の製造所等については、当該製造所等で6月以上従事している甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が、製造所等における6月以上の危険物取扱いの実務経験がなくとも、平成14年11月30日までの間は、当該製造所等の危険物保安監督者となることができることとされました（改正省令附則第4条）。
- (5) 引火点250度以上のものが危険物から除外されたこと及びヒドロキシルアミン等が危険物に追加されたことに伴う諸届出の様式等が定められました（改正省令附則第5条）。
- (6) 改正令及び改正省令の施行前にした行為及び改正令附則においてなお従前の例によることとされる場合における改正令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされました（改正令附則第11条、改正省令附則第6条）。

ISO/TC21千葉会議2001

予防課

去る9月10日（月）から14日（金）の5日間、千葉県の幕張メッセ国際コンベンションホールにおいて、ISO/TC21の総会を含む、国際会議が開かれました。

ISO/TC21は、消防器具に関する専門委員会です。その総会は、2年に1回開かれることになっています。日本では、昭和62年の東京会議に続き2回目の開催となりましたが、「ISO/TC21 千葉会議 2001」と題されたこの会議には、参加13か国から、海外51名、国内37名の方々が出席され、開催期間中、9つの会議が開かれました。

今回の国際会議では、今回の国際会議での審議事項の確認、各分科会での審議、日本の消防設備等の見学、歓迎レセプション、総会等が行われました。

今回の千葉会議では、いろいろなことが起こりました。

まずは、迷走を続けていた台風15号の影響で、予定していたテクニカルツアーのうち、海ほたるとその消防設備の見学（9月11日）が、中止を余儀なくされました。

しかしながら、幕張メッセに設置されている放水銃

（放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備）を用いた消火・放水実験（9月12日）は、その技術の高さがツアー参加者の関心を集めたようです。

これらのテクニカルツアーは、千葉市消防局に主催していただいたもので、台風の進路に一喜一憂されるなど、大変ご苦勞をおかけしました。

歓迎レセプションは、日本庭園散策、ディナーパーティー（立食）等が行われました。

9月13日の日本庭園散策では、海外から来られた方は、台風一過の晴れ渡った見浜園（日本庭園）で、お抹茶の接待を受けるなど、日本文化を堪能されたようです。

また、9月13日に開かれたディナーパーティーでは、ISO/TC21国内委員会議長である東尾正消防庁審議官がホストを務め、中川浩明消防庁長官と参加者をお迎えしました。

今回の千葉会議において、活発な審議が行われ、成功に終わりましたことは、ISO/TC21事務局、千葉市、関係工業会、その他皆様のご協力の賜物であり、この場を借りて、深く感謝申し上げます。





福井県敦賀美方消防組合消防本部



福井県敦賀美方消防組合消防本部
消防長 立石 敏一

「緑と港とエネルギーのまち」

その昔、越前の国と若狭の国と呼ばれていたように、福井県は嶺北地方と嶺南地方の二つに大きく分けることができ、当消防組合はその嶺南地方に位置し敦賀市、美浜町、三方町の1市2町で構成する組合消防です。

日本海に面した景観豊かなリアス式海岸は、若狭湾国定公園に指定されており、また、水の色が水質と水深の違いにより微妙に変化しているため、別名「五色の湖」とも呼ばれている景勝地「三方五湖」をはじめとして、山と湖が一体となって織り成す風景は旅情にあふれています。

平成11年に開港100周年を迎えた敦賀港は、古くから日本海側有数の天然の良港として知られ、昔から大陸文化の玄関口として栄えました。開港100周年を記念して行われた「きらめきみなと博」には、県内外から大勢の観光客が訪れ、大盛況のうちに幕を閉じました。

さらに敦賀新港の整備拡充により、対岸諸国のロシアや中国、韓国との貿易や人的交流が盛んに行われており、現在に引き継がれています。一方、陸路は戦国時代から京へ上る北国街道や若狭街道が交差する交通の要衝として現在でも京阪神方面から北陸地方を結ぶ玄関口となっており、夏には海水浴、冬には「越前がに」をはじめとする日本海の味覚を求めて各方面から多くの観光客が訪れています。

昭和45年には、日本で初めての商業用原子力発電所が完成し、当時開催された大阪万国博覧会に送電、原子の明かりとして話題になりました。現在では、管内に原子力発電所が7基、火力発電所が2基建てられているなど、関西方面へのエネルギー供給都市として重要な役割を担っております。

当消防組合は、昭和45年11月に発足しましたが、発足まもない昭和47年11月には、列車災害史上に残る大惨事となった北陸トンネル列車火災事故が発生、その際の職員一丸となった現場活動功労が認められ、内閣総理大臣表彰をは

じめ各機関から数多くの表彰を受けることとなりました。

昨年11月には組合発足30周年を迎えるところとなり、敦賀市において記念式典を挙行了しました。管理者による消防職、団員の観閲式、消防組合30年の歩みの紹介、功労者の表彰に引き続き、京都市消防音楽隊の演奏会が行われ、郷土出身の歌手の五木ひろしさん自らの作詞、作曲による「萩の花郷」の他、各種ヒットメドレーの演奏に多くの観客が魅了され盛会のうちに終了しました。

30周年の節目から新たな歩みを始めた我が消防組合は現在、1本部3署1分遣所、職員数134名、消防団は3団18分団、団員数720名の陣容で21世紀に向けての“災害に強い安全で安心なまちづくり”を目指し地域住民約9万人の期待に応えられるよう職員一同頑張っております。



30周年記念式典における観閲式



「きらめきみなと博」でのセレモニー

ヘリコプターテレビ映像の 位置情報表示技術

阪神・淡路大震災以降、災害発生時における被災地映像情報の早期収集が課題となっており、消防庁では、ヘリコプターテレビ電送システムの普及促進を図ってきた。有珠山噴火、三宅島噴火、鳥取県西部地震などにおいては、早期に映像情報を収集することができ、初動体制の確立に大いに役立ったところである。

しかしながら、これまでヘリコプターの飛行位置、撮影場所、撮影方向等が明確にはわからない場合もみられた。

そこで、消防庁では、ヘリコプターがどこを飛んで何を撮影しているのかを迅速に把握するため、ヘリコプターテレビの映像信号の中に、GPS技術等を活用して取得した位置情報（緯度・経度情報、ヘリコプターの飛行方向情報、カメラの画角情報及び撮影方向情報）を挿入する技術の普及を促進することとしている。なお、位置情報の挿入されたヘリコプターテレビの映像は、緊急支援情報システムのサブシステムである「ヘリ映像等による被災地状況把握システム」を用いて被災範囲を分析し、その結果を全国に配信することも可能である。

ヘリコプター位置情報把握システム概念図

